

<DVP 参加者契約書>

制定 平成16年 5月 6日

改正 平成19年 9月 27日

平成31年 4月 26日

DVP 参加者契約書

年 月 日

株式会社ほふりクリアリング
代表取締役社長 殿

所在地
商号又は名称
代表者名 印

当__は、株式会社ほふりクリアリング（以下「貴社」という。）の DVP 参加者として、次の事項を承諾します。

1. 貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務方法書その他の規則（以下単に「業務方法書」という。）及び貴社が定める金融商品債務引受業等の業務処理の方法に従うこと。
2. 業務方法書に基づいて貴社が行う、清算資格の取消し、債務の引受けの停止その他の措置に従うこと。
3. 当__が清算資格を喪失する場合は、その喪失について当__が一切の責任を負い、貴社、他の DVP 参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけること。
4. 貴社からこの契約の内容の変更について通知された場合で、当__が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとすること。
5. 当__と貴社との間の諸通知（授受する書類を含む。）は日本語で作成し、金額の表示については本邦通貨で表示したものにより行うこと。

以 上

附 則(平成19年9月27日通知)

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

附 則(平成31年4月26日通知)

この改正規定は、令和元年5月1日から施行する。